

平成21年度 天皇陛下御在位二十年記念分収造林公募対象地の公示

分収造林公募対象地を下記のとおり公示する。

記

- 1 分収造林公募対象地
別紙「分収造林公募対象地一覧表」のとおり
- 2 契約期間
分収造林契約締結の日から80年以内とする。
- 3 分収造林契約相手方の要件
 - (1) 4の「優先順位」に定める者であって、造林、保育及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第13条に定める保護義務の履行が確実にであると認められる者（自ら造林、保育及び保護義務の履行を行うことが不可能であって、当該者の負担において地元森林組合、林業事業体等に依頼することにより造林、保育及び保護義務の履行が確実にある場合を含む。）とする。
 - (2) 個人については、(1)の要件を満たしている場合に契約相手方となることができるが、極力グループを作ることが可能な者とする。
 - (3) 公募No.2については、獣害被害（ニホンジカ）のおそれがあることから植生保護柵などの防除対策を実施することができることを条件とする。
- 4 優先順位
分収造林契約への応募が競合した場合における優先順位は、次の各号の順位によって決定する。
なお、順位が同位の場合は抽選により決定する。
 - (1) 国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条第1項第2号、第3号及び第7号に掲げる国有林野の活用の場合であって、当該各号に掲げる者
 - (2) 当該林野に密接な関係のある住民の組織する団体（前(1)に掲げる者を除く。）
 - (3) 当該林野の所在する地域を地区に含む森林組合及び生産森林組合（前(2)に掲げる者を除く。）
 - (4) 当該林野の所在する市町村（前(1)に掲げる者を除く。）
 - (5) 都道府県及び市町村（前(1), (4)に掲げる者を除く。）
 - (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び大学、同法第82条の2に規定する専修学校並びに同法第83条第1項に規定する各種学校
 - (7) 一般社団法人又は一般財団法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）
 - (8) 国有林の貸付け等の取扱いについて（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林

野庁長官通達) 第7の2の(1)に掲げる分収造林契約の相手方 (前(7)に掲げる者を除く。)

(9) 林業又は木材、パルプ、木製品若しくは漆器製造業を営む者が組織する団体

(10) 林業知識の普及、緑化意識の高揚又は林業の実習に係る分収造林契約の相手方

5 募集期間及び応募先

(1) 募集期間 平成21年11月9日～平成21年12月4日

(2) 応募先 分収造林公募対象地を管轄する森林管理署等

6 分収割合

普通分収造林 造林者80%、国20%

7 その他

(1) 現地案内

現地案内を希望する場合は、管轄する森林管理署等へご相談下さい。

(2) 造林、保育及び保護管理等の委託

地元森林組合、林業事業体等へ造林、保育及び保護管理等の委託を希望する場合は、管轄する森林管理署へご相談下さい。

平成21年11月9日

群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号

関東森林管理局長 小林 裕 幸

お問い合わせ 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
関東森林管理局 国有林野管理課 分収林係
TEL 027-232-9734